



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *76 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(循環型社会推進課)
- *77 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部の施行期日を定める規則
(港湾空港振興課)

○ 教育委員会規則

- *18 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則
- *19 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則
- *20 市町村立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則
- *21 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

○ 告示

- 1471 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
- 1472 生活保護法による指定施術機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 1473 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 1474 生活保護法による施術機関の指定 (")
- 1475 " (")
- 1476 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 1477 森林病虫害等防除法による防除命令の内容 (森林整備課)
- 1478 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1479 新道路の供用開始等 (")
- 1480 道路の区域変更 (")
- 1481 新道路の供用開始等 (")
- 1482 道路の区域変更 (")
- 1483 新道路の供用開始等 (")
- 1484 道路の区域変更 (")
- 1485 旧道路の供用廃止 (")
- *1486 建築士法第15条第3号の規定による同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者 (都市政策課)
- 1487 道路の位置の指定 (")
- 1488 " (")

1489 平成20年住生活総合調査拡大調査の実施 (住宅環境課)

○ 公安委員会告示

54 道路交通法の規定による特定講習の廃止の許可

○ 公告

開発行為の工事の完了 (都市政策課)

○ 正誤

平成20年11月11日付け和歌山県報第2011号監査公表第31号中

規 則

和歌山県規則第76号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第116号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ア中「財団法人日本環境協会」の次に「(昭和52年3月15日に財団法人日本環境協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

和歌山県規則第77号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。
平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部の施行期日を定める規則

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成20年和歌山県条例第22号)附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成20年12月1日とする。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第18号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

和歌山県教育委員会委員長 湯川 力

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則（昭和15年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「財団法人和歌山県教育互助会」の次に「（昭和47年8月1日に財団法人和歌山県教育互助会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

第8条第9号中「財団法人和歌山県文化財センター」の次に「（昭和62年3月23日に財団法人和歌山県文化財センターという名称で設立された法人をいう。）」を加える。

第11条第9号中「財団法人和歌山県学校給食会」の次に「（昭和32年10月1日に財団法人和歌山県学校給食会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第19号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

和歌山県教育委員会委員長 湯川 力

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則（平成13年和歌山県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第12条中「財団法人和歌山県スポーツ振興財団」の次に「（昭和49年11月27日に財団法人和歌山県スポーツ振興財団という名称で設立された法人をいう。）」を、「財団法人和歌山県文化財センター」の次に「（昭和62年3月23日に財団法人和歌山県文化財センターという名称で設立された法人をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第20号

市町村立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

和歌山県教育委員会委員長 湯川 力

市町村立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（市町村立学校職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第8条第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第8条の4第3号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

（産業教育手当支給に関する規則の一部改正）

第2条 産業教育手当支給に関する規則（昭和32年和歌山県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「（昭和23年文部省令第1号）第13条第2項」を「（平成16年文部科学省令第20号）第10条」に改める。

第5条第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

（市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正）

第3条 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第12条の4第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

（定時制通信教育手当支給に関する規則の一部改正）

第4条 定時制通信教育手当支給に関する規則（昭和35年和歌山県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

（市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第5条 市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

（市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関

する規則の一部改正)

第6条 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第17条第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第18条中「次に掲げる」を「特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする」に改め、同条各号を削る。

第22条第1項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第39条及び第40条中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別表第7に次のように加える。

ウ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	2	6	2
19	1	3	7	3
20	1	4	8	4
21	1	5	9	5
22	2	6	10	6
23	3	7	11	7
24	4	8	12	8
25	5	9	13	9
26	6	10	14	10
27	7	11	15	11
28	8	12	16	12
29	9	13	17	13
30	10	14	18	14
31	11	15	19	15
32	12	16	20	16
33	13	17	21	17
34	14	18	22	18
35	15	19	23	19
36	16	20	24	20
37	17	21	25	21
38	18	22	26	22

39	19	23	27	23
40	20	24	28	24
41	21	25	29	25
42	22	26	30	26
43	23	27	31	27
44	24	28	32	28
45	25	29	33	29
46	26	30	34	30
47	27	31	35	31
48	28	32	36	32
49	29	33	37	33
50	29	34	38	33
51	30	35	39	34
52	30	36	40	34
53	31	37	41	35
54	31	38	42	35
55	32	39	43	36
56	32	40	44	36
57	33	41	45	37
58	34	42	46	38
59	35	43	47	39
60	36	44	48	40
61	37	45	49	41
62	37	46	50	41
63	38	47	51	41
64	38	48	52	42
65	39	49	53	42
66	39	50	54	42
67	40	51	55	43
68	40	52	56	43
69	41	53	57	43
70	41	53	58	44
71	41	54	59	44
72	42	54	60	44
73	42	55	61	45
74	42	55	61	45
75	43	56	62	45
76	43	56	62	45
77	43	57	63	46
78	44	57	63	46
79	44	58	64	46

80	44	58	64	46
81	45	59	65	47
82	45	59	65	47
83	46	60	66	47
84	46	60	66	47
85	47	61	67	48
86		61	67	48
87		61	68	48
88		61	68	48
89		61	69	49
90		62	70	49
91		62	71	49
92		62	72	50
93		62	73	50
94		62	73	50
95		63	74	51
96		63	74	51
97		63	75	51
98		63	75	52
99		63	76	52
100		64	76	52
101		64	77	53
102		64	77	53
103		64	78	54
104		64	78	54
105		65	79	55
106			79	
107			80	
108			80	
109			81	
110			81	
111			82	
112			82	
113			83	

別表第9の表休職等の期間の欄中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同表備考中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第7条 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(平成16年和歌山県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(市町村立学校職員の給与の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正)

第8条 市町村立学校職員の給与の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第18号。以下「平成18年改正公益法人派遣条例」という。)」による改正後の公益法人等への職員の派遣等に関する条例を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「「公益法人派遣条例」を「「公益的法人派遣条例」に改め、同号カ中「改正前の公益法人派遣条例」を「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第18号)による改正前の公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。以下「改正前公益法人派遣条例」という。)」に、「第2条第3項」を「第2条第1項」に改める。

第2条第1項第3号中「平成18年改正公益法人派遣条例による改正前の公益法人派遣条例」を「改正前公益法人派遣条例」に改める。

第3条第1項中「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行し、第6条の規定による改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第7の規定は、平成19年4月1日から適用する。

和歌山県教育委員会規則第21号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則(昭和44年和歌山県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「民法(明治29年法律第89号)第34条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

別記第2号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第3号様式中「殿」を「様」に改め、同様式備考中「寄付行為」を削る。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを修正して使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1471号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成20年11月18日指定した。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード 番 号	発行所名
コミック	miniパラ ウーマン劇場 12月増刊号	11816-12	竹書房
コミック	Young Love Comic アヤ 12月号	18815-12	宙出版
コミック	恋愛天国パラダイス 12 月号	09675-12	竹書房
月刊誌	裏モノJAPAN 12月号	01805-12	鉄人社
雑 誌	裏モノJAPAN ベストセレ クション	01806-11	鉄人社
雑 誌	発掘!!お宝映像ハプニン グアイドル集 12月号	07543-12	三和出版
月刊誌	実話 マッドマックス 12 月号	15279-12	コアマガジン
月刊誌	ブブカ 12月号	17885-12	コアマガジン
月刊誌	決定版! XX 12月号	13319-12	ミリオン出版
雑 誌	エキサイティングマック ス!スペシャル vol.8	02092-12	ぶんか社
月刊誌	実話ナックルズ 12月号	04877-12	ミリオン出版
月刊誌	特冊新鮮組DX 12月号	06681-12	竹書房
雑 誌	アイドル驚愕映像コレク ション vol.10	68261-45	マックス
雑 誌	増刊劇画実話時報	05168-12	竹書房

雑誌	まんが極盛マッドマックスZ vol.01	03370-12	コアマガジン
月刊誌	ジェイスパーク 12月号	86257-12	トライマックス

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1472号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	氏名	名称	所在地	廃止年月日
田柔16-5	山下譲	山下整骨院	田辺市下万呂587-1	平成20.10.25

和歌山県告示第1473号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
橋齒35-20	ひろせ歯科クリニック	橋本市御幸辻179番2	平成20.11.4

和歌山県告示第1474号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	氏名	名称	所在地	指定年月日
海南柔37-20	坂上博徳	さかうえ鍼灸整骨院	海南市阪井1833-1	平成20.10.20

和歌山県告示第1475号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

れる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	氏名	名称	所在地	指定年月日
田柔31-20	山下譲	山下整骨院	田辺市神子浜1丁目24番11号	平成20.11.5

和歌山県告示第1476号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ケーズデンキ紀ノ川パワフル館
和歌山市狐島588-1
- 2 意見の概要

・小売店舗から発生する廃棄物については、一般廃棄物、産業廃棄物の区分を十分認識し、それぞれ適正に処理し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮してください。また、廃棄物の減量化やリサイクルの推進に努めてください。

・騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努力してください。

なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。

・水質汚濁法に定める特定施設を配置する場合は、法に準じた届出を行い、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう努めてください。

・屋外広告物を掲出する場合は、和歌山市屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努力してください。

・出店に際しては、地域振興に貢献されるようご協力をお願いします。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成20年11月28日から平成21年1月5日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1477号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間

(1) 区域

串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、東牟婁振興局、串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成20年12月19日から平成21年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に樹幹注入薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

和歌山県告示第1478号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
紀の川市桃山町元字上嶋69番1地先から同市竹房字最初774番258地先まで	旧	5.10) 31.90	1,228.00	地藏橋 L=17.00

紀の川市桃山町元字上嶋84番1地先から同市竹房字最初775番42地先まで	旧	10.90 } 55.00	1,268.00	
同上	新	10.90 } 55.00	1,268.00	

和歌山県告示第1479号

平成20年和歌山県告示第1478号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年11月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1480号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
和歌山市大谷字藪ノ内347番1地先から同市栄谷字塩入172番5地先まで	旧	5.20 } 13.60	2,799.40	新和歌浦梅原線と重用 L=310.10
同上	旧	20.00 } 27.75	2,143.30	新和歌浦梅原線と重用 L=40.00
同上	新	20.00 } 27.75	2,143.30	新和歌浦梅原線と重用 L=40.00

和歌山県告示第1481号

平成20年和歌山県告示第1480号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年12月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1482号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
和歌山市中島字中野513番4地先から同市神前字大橋375番5地先まで	旧	3.30 } 11.20	1,872.60	秋月海南線と重用 L=10.00
和歌山市中島字中野526番1地先から同市神前字大橋375番1地先まで	新	6.20 } 29.75	1,892.90	秋月海南線と重用 L=663.50

和歌山県告示第1483号

平成20年和歌山県告示第1482号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年12月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1484号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 紀ノ川停車場平井線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
和歌山市平井字渡り上83番3地先から同市平井字西前島97番1地先まで	旧	8.90 } 11.90	201.50	粉河加太線と重用 L=40.00

和歌山県告示第1485号

平成20年和歌山県告示第1484号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年12月1日から供用を廃止する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1486号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定により、同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を、次のように定めたので、告示する。

昭和44年和歌山県告示第303号（建築士法第15条第3号の規定による同条第1号および第2号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有する者）は、平成20年11月28日限り廃止する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 次の表のア欄に掲げる学校において、イ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、ウ欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

ア	イ	ウ
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校	平成20年国土交通省告示第743号（以下「告示第743号」という。）の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	告示第743号の第1に規定する科目	0年
	告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	平成20年国土交通省告示第744号（以下「告示第744号」という。）の第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	4年

（注）イ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

2 次の表のア欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限がイ欄に掲げる年数以上で、ウ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、エ欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	2年	告示第743号の第1に規定する科目	0年
		告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
		告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
	1年	告示第744号の第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校	2年	告示第744号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	告示第744号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	5年

（注）ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表のア欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限がイ欄に掲げる年数以上で、ウ欄に掲げる科目を修

めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、エ欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	2年	告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
	1年	告示第744号の第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校	3年	告示第744号の第1に規定する科目	3年
	2年	告示第744号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	告示第744号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	5年

（注）ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士
- 5 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に昭和44年和歌山県告示第303号（以下「旧告示」という。）第1号から第11号までに掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第1号から第11号まで（以下この号において「旧告示第1号等」という。）に定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第1号等に定める年数以上有することとなる者
- 6 施行日前から引き続き旧告示第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号又は第11号（以下この号において「旧告示第1号等」という。）に掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第1号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなる者
- 7 前各号に掲げる者のほか知事が建築士法第15条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

和歌山県告示第1487号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏 所名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2998	岩出市中黒字高塚504番11の一部、504番14の一部、528番7の一部、528番8の一部	和歌山市黒田80番地1 東不動産株式会社 代表取締役 東行男	平成 20.11.14	6.00	30.67

和歌山県告示第1488号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏 所名	指定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3005	岩出市根来字烏29番の一部	和歌山市黒田80番地1 東不動産株式会社 代表取締役 東行男	平成 20.11.14	6.00	64.28
------	---------------	---	----------------	------	-------

和歌山県告示第1489号

和歌山県統計調査条例（昭和26年和歌山県条例第31号）第3条の規定により、平成20年住生活総合調査拡大調査を次のとおり実施する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査の目的

県民の居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査し、住生活基本法の制定を踏まえた、県民の住生活の安全・安心のための施策を総合的に推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査事項

住宅及びそのまわりの環境評価に関する事項、最近の居住状況の変化に関する事項、住宅の住み替え・改善の意向及び計画に関する事項、今後の住まい方に関する事

項、親と子の住まい方に関する事項、子育ての環境等に関する事項、住宅の相続に関する事項、別荘やセカンドハウスに関する事項、要介護認定に関する事項、世帯の住居費・資産に関する事項

3 調査の範囲

県内の平成20年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した世帯

4 調査期日

平成20年12月1日現在で実施

5 調査の方法

調査員が調査票を配布・集収

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第54号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の10の規定により、次のとおり特定講習の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第14条第2項の規定により公示する。

平成20年11月28日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

名 称	所 在 地	廃止する特定講習の種別	廃止年月日
株式会社下津自動車学校	和歌山県海南市下津町上1179番地	普通、普通二輪、原付免許に係る初心運転者講習	平成20年10月31日

公 告

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	伊都郡九度山町大字入郷字杉尾段169番3、171番1内一部、178番、179番、182番3、182番7、182番8、大字九度山字金木坂1274番2、1276番、1277番、1281番1内一部、1281番6内一部、1282番1内一部、1282番2内一部、1284番、1286番内一部、1292番内一部、1294番2内一部、1295番2内一部、水路
許可を受けた者の住所及び氏名	伊都郡九度山町大字九度山1190番地 九度山町長 岡本章

正 誤

正 誤

平成20年11月11日付け和歌山県報第2011号監査公表第31号中

ページ	段	行目	誤	正
7	右	上から24	検査指導室	技術調査課